

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等 の 特別会計	一般会計	1,307,584	1,412,687	1,628,060	1,405,544	1,278,846
	土地区画整理特別会計	83,531	160,865	255,812	296,125	204,993
	土地区画整理事業清算特別会計	4,121	3,593	3,282	3,921	3,277
	公債償還特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等貸付特別会計	214,954	222,969	232,300	237,004	242,012
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	753,632	840,685	573,941	241,383	38,754
	臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	101
	合計(1)	2,363,822	2,640,799	2,693,395	2,183,977	1,767,983
	標準財政規模	249,546,359	250,008,098	249,476,682	248,705,187	245,993,030
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(0.94%)	(1.05%)	(1.07%)	(0.87%)	(0.71%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外 の特別会計 のうち公営企業 に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計	866,993	1,130,345	963,280	377,651	3,756,819
	競輪・競艇特別会計	859,346	748,969	459,779	63,886	2,416,676
	駐車場特別会計	85,595	81,870	112,898	150,130	167,260
	介護保険特別会計	1,722,714	2,070,146	2,802,160	2,644,589	2,649,480
	後期高齢者医療特別会計	677,260	776,568	878,446	794,227	588,437
合計(2)		21,606,643	24,741,207	26,788,077	25,851,222	28,180,235
標準財政規模		249,546,359	250,008,098	249,476,682	248,705,187	245,993,030
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(8.65%)	(9.89%)	(10.73%)	(10.39%)	(11.45%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	8,939,604	9,266,715	7,403,285	10,688,261	9,450,548
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	管崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	市債管理特別会計	0	0	0	0	0
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		8,939,604	9,266,715	7,403,285	10,688,261	9,450,548
標準財政規模		348,521,765	354,068,945	355,236,154	357,652,638	360,350,301
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.56%)	(2.61%)	(2.08%)	(2.98%)	(2.62%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	100,850	93,325	104,775	88,174	92,186
	国民健康保険事業特別会計	1,669,549	1,063,436	182,881	6,078	1,742,477
	介護保険事業特別会計	889,286	647,571	857,964	1,400,630	773,352
	駐車場特別会計	0	0	0	0	0
	市営競艇事業特別会計	836,281	464,053	637,711	6,635,793	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	モーターボート競走事業会計	-	-	-	-	8,664,911
		下水道事業会計	8,185,370	10,480,370	11,774,030	12,253,417	14,493,521
		水道事業会計	8,065,660	9,232,707	7,806,424	7,839,414	8,478,670
		工業用水道事業会計	124,774	131,801	152,333	156,591	202,830
		高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
		中央卸売市場特別会計	10,702	0	0	0	0
		市営渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
		港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		28,822,076	31,379,978	28,919,403	39,068,358	43,898,495	
標準財政規模		348,521,765	354,068,945	355,236,154	357,652,638	360,350,301	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(8.26%)	(8.86%)	(8.14%)	(10.92%)	(12.18%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	1,432,294	1,231,234	460,880	687,940	24,527
	土地区画整理事業	0	-	-	-	-
	病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
	財産区特別会計	-	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,432,294	1,231,234	460,880	687,940	24,527
標準財政規模		28,309,100	27,660,284	28,048,120	28,452,452	28,160,300
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.05%)	(4.45%)	(1.64%)	(2.41%)	(0.08%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	5,464	3,961	6,345	▲78,682	▲114,663
	介護保険事業	4,849	36,624	3,561	134,277	256,661
	後期高齢者医療事業	41,381	32,592	37,478	37,037	34,390
合計(2)		3,024,892	2,817,877	2,326,667	2,541,717	2,552,468
標準財政規模		28,309,100	27,660,284	28,048,120	28,452,452	28,160,300
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.68%)	(10.18%)	(8.29%)	(8.93%)	(9.06%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,440,535	1,483,191	1,606,765	1,605,455	1,984,332
	下水道事業会計	100,369	30,275	211,638	155,690	367,221
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	1,051,888	1,233,116	901,654	938,825	852,241
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	59,779	54,239	77,071	90,345	15,577
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	54,153	91,097	103,510	118,212	136,913
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,165,820	1,378,452	1,082,235	1,147,382	1,004,731
標準財政規模		67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454	67,989,549
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.73%)	(2.01%)	(1.57%)	(1.69%)	(1.47%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	160,080	17,233	28,515	▲ 295,715	88,792
	介護保険事業特別会計	217,741	321,691	406,631	329,002	468,821
	後期高齢者医療事業特別会計	109,050	79,175	98,360	98,346	98,239
	市営駐車場事業特別会計	3,259	3,147	8,305	8,306	7,939
	競輪事業特別会計	587,053	538,927	528,118	544,637	553,285

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	2,734,288	3,212,420	3,837,979	3,441,762	3,908,443
		下水道事業	-	-	1,186,423	675,190	1,219,630
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業	140	327	222	602	0
		下水道事業	80,023	310,257	-	-	-
		農業集落排水事業	21,959	22,590	22,960	24,833	18,834
		特定地域生活排水処理事業	10,800	12,617	12,846	12,699	11,947
		中央卸売市場事業	33,706	11,207	11,639	10,895	10,574
		地方卸売市場事業	10,582	12,477	11,202	12,764	2,037
	宅地造成事業						
合計(2)		5,134,501	5,920,520	7,235,435	6,010,703	7,393,272	
標準財政規模		67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454	67,989,549	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(7.64%)	(8.65%)	(10.51%)	(8.86%)	(10.87%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	496,397	339,118	116,031	383,137	159,420
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	314	222	883	350	615
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		496,711	339,340	116,914	383,487	160,035
標準財政規模		12,862,902	13,046,267	12,996,898	13,043,549	12,905,263
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.86%)	(2.60%)	(0.89%)	(2.94%)	(1.24%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 61,574	▲ 179,281	▲ 94,306	▲ 227,951	▲ 173,937
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	36,909	45,794	23,380	103,312	104,255
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	7,948	7,498	9,213	8,625	4,043
	後期高齢者医療特別会計	20,162	19,016	23,275	22,874	21,673

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,565,637	1,646,641	1,699,182	1,751,220	1,850,060
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	1,071	389	515	412	416
	農業集落排水事業特別会計	598	360	267	239	305
	宅地造成事業以外					
	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業					
合計(2)		2,067,462	1,879,757	1,778,440	2,042,218	1,966,850
標準財政規模		12,862,902	13,046,267	12,996,898	13,043,549	12,905,263
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.07%)	(14.40%)	(13.68%)	(15.65%)	(15.24%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	1,677,628	1,584,561	1,925,102	1,832,045	594,913
	学校給食事業特別会計	28,753	61,893	2,096	4,497	7,125
	住宅新築資金等貸付特別会計	7,165	4,421	5,813	4,316	5,690
	汚水処理事業特別会計	780	292	2,477	1,748	1,298
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,714,326	1,651,167	1,935,488	1,842,606	609,026
標準財政規模		32,710,657	32,748,190	33,128,308	33,450,310	33,175,972
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.24%)	(5.04%)	(5.84%)	(5.50%)	(1.83%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	75,454	308,243	297,937	229,461	516,565
	介護保険特別会計保険事業勘定	10,568	71,267	70,278	118,950	187,857
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	124	155	106	63	110
	後期高齢者医療特別会計	42,582	39,718	42,354	42,573	42,368
	介護サービス事業特別会計	2,293	30	3,883	0	-
	駐車場事業特別会計	101	3,068	812	86	29
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 987,125	▲ 1,404,612	▲ 1,792,108	▲ 1,609,120	▲ 1,569,693

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	1,718,663	1,843,266	1,719,822	1,866,165	2,015,998
	産炭地域小水系用水道事業会計	11,262	4,386	5,132	11,127	10,635
	飯塚市立病院事業会計	2,764	3,281	3,630	4,031	4,342
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	農業集落排水事業特別会計	80	90	78	128	144
	地方卸売市場事業特別会計	158	85	430	113	3,031
	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	1,343,854	1,414,669
合計(2)		3,165,805	3,128,750	2,977,833	4,614,592	4,027,715
標準財政規模		32,710,657	32,748,190	33,128,308	33,450,310	33,175,972
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.67%)	(9.55%)	(8.98%)	(13.79%)	(12.14%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	946,911	1,281,103	994,146	995,019	1,035,445
	住宅新築資金等特別会計	3,250	3,161	2,729	2,192	5,189
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		950,161	1,284,264	996,875	997,211	1,040,634
標準財政規模		16,809,940	16,883,129	16,807,502	16,780,389	16,431,989
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.65%)	(7.60%)	(5.93%)	(5.94%)	(6.33%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	105,276	3,478	3,419	▲ 67,115	107,864
	後期高齢者医療特別会計	5,144	4,326	3,417	3,033	3,530

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,538,782	1,760,357	1,992,227	1,958,962	1,914,505
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	49,136	44,091	63,397	41,208	35,557
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,648,499	3,096,516	3,059,335	2,933,299	3,102,090
標準財政規模		16,809,940	16,883,129	16,807,502	16,780,389	16,431,989
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.75%)	(18.34%)	(18.20%)	(17.48%)	(18.87%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	1,122,701	955,823	600,484	2,059,768	1,188,695
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 144,882	▲ 129,035	▲ 113,379	▲ 100,748	▲ 98,954
	矢部診療所特別会計	6,030	6,072	11,418	12,355	6,877
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		983,849	832,860	498,523	1,971,375	1,096,618
標準財政規模		21,688,568	21,450,592	21,206,548	20,760,184	20,309,170
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.53%)	(3.88%)	(2.35%)	(9.49%)	(5.39%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	3,329	1,625	▲ 103,684	18,259	62,606
	介護保険事業費特別会計	196,064	109,616	120,218	122,153	157,486
	後期高齢者医療特別会計	18,666	16,460	19,105	1,428	1,480

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,151,080	1,295,103	1,435,594	1,528,061	1,565,072
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業費特別会計	16,486	17,392	11,677	0	9,579
	下水道事業特別会計	17,246	18,697	16,755	15,189	28,825
	農業集落排水事業特別会計	3,863	3,897	2,630	2,828	3,048
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業						
合 計 (2)		2,390,583	2,295,650	2,000,818	3,659,293	2,924,714
標準財政規模		21,688,568	21,450,592	21,206,548	20,760,184	20,309,170
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(11.02%)	(10.70%)	(9.43%)	(17.62%)	(14.40%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	1,221,864	825,726	715,387	597,448	361,982
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 55,959	▲ 53,593	▲ 51,859	▲ 50,629	▲ 48,663
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		1,165,905	772,133	663,528	546,819	313,319
標準財政規模		10,104,435	10,167,948	10,130,213	10,281,933	10,341,969
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(11.53%)	(7.59%)	(6.54%)	(5.31%)	(3.02%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	58,507	2,254	▲ 81,570	▲ 160,007	▲ 140,797
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	87,696	91,617	84,938	123,547	165,685
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	6,329	6,392	6,477	6,008	0
	後期高齢者医療特別会計	20,438	27,879	33,781	39,077	37,999
合計 (2)		3,022,108	2,819,414	2,850,235	2,821,322	2,744,746
標準財政規模		10,104,435	10,167,948	10,130,213	10,281,933	10,341,969
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(29.90%)	(27.72%)	(28.13%)	(27.43%)	(26.53%)
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,681,229	1,916,993	2,141,173	2,263,840	2,366,720
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	2,004	2,146	1,908	2,038	1,820
合計 (2)		3,022,108	2,819,414	2,850,235	2,821,322	2,744,746
標準財政規模		10,104,435	10,167,948	10,130,213	10,281,933	10,341,969
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(29.90%)	(27.72%)	(28.13%)	(27.43%)	(26.53%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	774,616	562,750	314,362	250,644	163,214
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		774,616	562,750	314,362	250,644	163,214
標準財政規模		7,932,643	7,984,768	7,974,652	8,089,119	8,045,261
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.76%)	(7.04%)	(3.94%)	(3.09%)	(2.02%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 156,135	▲ 114,264	▲ 147,139	▲ 311,393	▲ 363,515
	介護保険事業	27,272	39,415	69,411	46,691	98,711
	後期高齢者医療事業	2,558	10,556	11,087	2,589	2,453
	介護サービス事業	0	0	0	0	0
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	上水道事業会計	1,216,278	1,169,151	1,163,709	1,075,633	1,001,102
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	0	4,075	17	0	8
合計(2)		1,864,589	1,671,683	1,411,447	1,064,164	901,973
標準財政規模		7,932,643	7,984,768	7,974,652	8,089,119	8,045,261
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(23.50%)	(20.93%)	(17.69%)	(13.15%)	(11.21%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	374,741	662,186	471,251	630,638	362,677
	住宅新築資金等貸付事業会計	11,184	52,166	37,379	5,207	3,230
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		385,925	714,352	508,630	635,845	365,907
標準財政規模		13,514,256	13,599,941	13,507,721	13,592,616	13,611,849
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.85%)	(5.25%)	(3.76%)	(4.67%)	(2.68%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,024,611	▲ 986,731	▲ 1,062,208	▲ 1,229,410	▲ 1,267,547
	介護認定特別会計	3,130	2,632	2,034	2,383	2,589
	介護保険(保険事業勘定)会計	65,188	83,925	68,757	202,198	92,374
	介護保険(サービス事業勘定)会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	16,155	5,936	6,500	5,148	6,356

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,109,058	1,202,591	1,382,581	1,666,658	2,144,422
	公共下水道事業会計	-	-	-	124,516	234,746
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業会計	50,954	33,680	237,857	-	-
	地方卸売市場会計	1,159	441	1,325	369	248
	農業集落排水事業会計	2,496	3,954	2,887	3,030	1,946
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業						
合計 (2)		609,454	1,060,780	1,148,363	1,410,737	1,581,041
標準財政規模		13,514,256	13,599,941	13,507,721	13,592,616	13,611,849
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.50%)	(7.79%)	(8.50%)	(10.37%)	(11.61%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	740,999	938,848	870,519	791,918	432,178
	小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,946	9,343	9,574	9,678	10,434
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		749,945	948,191	880,093	801,596	442,612
標準財政規模		11,438,645	11,447,225	11,363,984	11,538,844	11,486,805
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.55%)	(8.28%)	(7.74%)	(6.94%)	(3.85%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小郡市国民健康保険事業特別会計	▲ 717,155	▲ 791,755	▲ 822,626	▲ 700,940	▲ 533,235
	小郡市後期高齢者医療特別会計	21,163	20,871	24,117	24,883	24,806
	小郡市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	16,211	17,192	23,128	116,248	85,633
	小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	11,459	12,464	15,039	17,442	17,077

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	小郡市下水道事業特別会計	880	624	472	1,205	2,618
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業	小郡市工業団地整備事業特別会計	0	0	0	0
合計(2)		82,503	207,587	120,223	260,434	39,511
標準財政規模		11,438,645	11,447,225	11,363,984	11,538,844	11,486,805
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.72%)	(1.81%)	(1.05%)	(2.25%)	(0.34%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	849,928	626,175	651,286	1,749,794	1,882,464
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	256	14,584	5,175	13,324	8,252
	奨学資金貸与事業特別会計	0	0	0	0	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	-
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	-	0
	合計(1)	850,184	640,759	656,461	1,763,118	1,890,716
標準財政規模		18,498,480	18,749,643	18,741,942	18,869,573	18,731,546
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.59%)	(3.41%)	(3.50%)	(9.34%)	(10.09%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	231,945	128,010	202,541	19,440	20,963
	介護保険事業特別会計	82,491	115,855	116,777	94,287	133,227
	後期高齢者医療事業特別会計	37,641	35,898	42,925	41,457	43,557
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	-	-	-	-
	合計	352,077	280,763	362,243	155,184	178,747
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	2,154,674	2,129,476	2,024,726	2,030,965	2,076,807
	下水道事業会計	1,466,002	1,339,266	1,264,414	1,086,753	962,711
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	合計(2)	4,822,937	4,389,264	4,307,844	5,036,020	5,127,981
標準財政規模		18,498,480	18,749,643	18,741,942	18,869,573	18,731,546
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(26.07%)	(23.40%)	(22.98%)	(26.68%)	(27.37%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	907,718	890,030	648,496	1,032,143	1,109,450
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		907,718	890,030	648,496	1,032,143	1,109,450
標準財政規模		18,155,909	18,299,308	18,432,059	18,968,320	19,104,213
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.99%)	(4.86%)	(3.51%)	(5.44%)	(5.80%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	501,549	297,254	633,309	575,099	661,148
	後期高齢者医療事業特別会計	55,191	56,735	65,829	66,240	69,146
	介護保険事業特別会計	103,439	94,531	91,921	69,120	123,411
合計(2)		2,176,419	2,036,751	2,224,561	2,651,228	2,815,297
標準財政規模		18,155,909	18,299,308	18,432,059	18,968,320	19,104,213
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.98%)	(11.13%)	(12.06%)	(13.97%)	(14.73%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	下水道事業会計	608,522	698,201	785,006	908,626	852,142
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		2,176,419	2,036,751	2,224,561	2,651,228	2,815,297
標準財政規模		18,155,909	18,299,308	18,432,059	18,968,320	19,104,213
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(11.98%)	(11.13%)	(12.06%)	(13.97%)	(14.73%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	628,998	563,763	676,519	708,356	660,018
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		628,998	563,763	676,519	708,356	660,018
標準財政規模		17,715,261	18,002,137	17,957,687	18,186,061	18,473,153
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.55%)	(3.13%)	(3.76%)	(3.89%)	(3.57%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	32,804	47,361	74,855	88,625	114,854
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	65,891	92,378	86,804	123,715	230,937
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	10,304	10,017	12,839	20,016	21,045
	後期高齢者医療特別会計	7,362	▲ 3,345	▲ 2,166	▲ 3,364	1,051
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	2,765,777	2,720,356	2,569,364	2,432,662	2,408,561
	下水道事業会計	672,478	649,623	754,017	781,341	981,313
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		4,183,614	4,080,153	4,172,232	4,151,351	4,417,779
標準財政規模		17,715,261	18,002,137	17,957,687	18,186,061	18,473,153
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(23.61%)	(22.66%)	(23.23%)	(22.82%)	(23.91%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	476,069	354,747	393,516	345,893	627,320
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,902	5,240	2,766	3,249	6,941
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		480,971	359,987	396,282	349,142	634,261
標準財政規模		19,416,901	19,709,158	19,507,010	19,746,373	19,673,746
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.47%)	(1.82%)	(2.03%)	(1.76%)	(3.22%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	111,355	202,596	262,009	372,585	382,043
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	736	837	760	1,075	786
	後期高齢者医療特別会計	41,888	38,724	45,819	43,715	42,993
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	53,299	38,042	35,030	169,298	175,007
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,844	5,734	3,997	3,541	1,691
合計(2)		1,682,565	1,519,779	1,623,787	1,934,121	2,357,879
標準財政規模		19,416,901	19,709,158	19,507,010	19,746,373	19,673,746
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.66%)	(7.71%)	(8.32%)	(9.79%)	(11.98%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	渡船事業特別会計	0	0	0	0	0
	特定環境保全等下水道事業特別会計	0	-	-	-	-
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	-	94	123	153	7,392
合計(2)		1,682,565	1,519,779	1,623,787	1,934,121	2,357,879
標準財政規模		19,416,901	19,709,158	19,507,010	19,746,373	19,673,746
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.66%)	(7.71%)	(8.32%)	(9.79%)	(11.98%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	991,484	800,334	555,314	656,190	630,076
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	441	719	3,009	10,310	16,152
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
合計(1)		991,925	801,053	558,323	666,500	646,228
標準財政規模		12,367,282	12,532,537	12,621,636	12,926,796	13,121,138
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.02%)	(6.39%)	(4.42%)	(5.15%)	(4.92%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 664,123	▲ 882,980	▲ 1,056,382	▲ 698,899	▲ 221,834
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	2,966	36,868	30,163	55,419	88,675
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	7,053	12,142	13,878	19,203	18,536
	後期高齢者医療特別会計	50,677	50,236	68,905	56,059	53,192
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
合計(2)		3,349,996	3,083,492	2,522,555	2,945,221	3,395,010
標準財政規模		12,367,282	12,532,537	12,621,636	12,926,796	13,121,138
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(27.08%)	(24.60%)	(19.98%)	(22.78%)	(25.87%)
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	2,028,516	2,085,187	2,070,994	2,145,207	2,157,437
	下水道事業会計	932,982	980,986	836,674	701,732	652,776
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	757,193	628,795	720,891	947,844	717,801
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	18,956	7,192	6,344	9,951	15,526
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		776,149	635,987	727,235	957,795	733,327
標準財政規模		11,429,716	11,528,245	11,393,932	11,606,435	11,598,478
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.79%)	(5.51%)	(6.38%)	(8.25%)	(6.32%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	118,167	107,746	▲ 17,239	▲ 104,699	▲ 33,284
	後期高齢者医療特別会計	3,488	1,151	11,867	1,908	784
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	150,486	122,666	189,648	69,236	174,857
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,479	1,999	1,643	5,128	8,274
合計(2)		2,552,421	2,309,062	2,363,720	2,465,978	2,465,395
標準財政規模		11,429,716	11,528,245	11,393,932	11,606,435	11,598,478
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.33%)	(20.02%)	(20.74%)	(21.24%)	(21.25%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,442,110	1,411,552	1,444,696	1,523,252	1,567,229
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	45,145	20,434	2,408	13,083	8,352
	農業集落排水事業特別会計	14,397	7,527	3,462	275	5,856
合計(2)		2,552,421	2,309,062	2,363,720	2,465,978	2,465,395
標準財政規模		11,429,716	11,528,245	11,393,932	11,606,435	11,598,478
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(22.33%)	(20.02%)	(20.74%)	(21.24%)	(21.25%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	265,114	737,823	549,454	502,028	704,805
	地域し尿処理施設事業特別会計	9,538	12,340	0	-	-
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,143	4,946	6,045	6,879	7,014
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		278,795	755,109	555,499	508,907	711,819
標準財政規模		11,915,603	12,113,493	12,363,302	12,628,438	12,716,722
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.33%)	(6.23%)	(4.49%)	(4.02%)	(5.59%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	130,720	123,040	95,360	7,014	33,775
	後期高齢者医療事業特別会計	25,895	4,819	4,462	8,995	7,150
	介護保険事業特別会計	35,615	26,813	5,549	72,778	147,365
合計(2)		485,467	926,009	679,382	615,114	1,023,471
標準財政規模		11,915,603	12,113,493	12,363,302	12,628,438	12,716,722
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.07%)	(7.64%)	(5.49%)	(4.87%)	(8.04%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	公共下水道事業会計	-	-	-	-	123,362
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	14,442	16,228	18,512	17,420	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	620,568	492,129	546,668	777,616	492,810
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	18,966	19,436	20,570	21,471	21,986
	自動車学校特別会計	1,944	4,618	3,614	17,015	4,839
合計(1)		641,478	516,183	570,852	816,102	519,635
標準財政規模		9,124,153	9,149,659	9,157,782	9,244,337	8,880,533
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.03%)	(5.64%)	(6.23%)	(8.82%)	(5.85%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	42,023	8,037	10,314	14,595	21,428
	後期高齢者医療事業特別会計	209	81	775	1,542	1,901
合計(2)		709,945	533,167	601,289	848,838	563,816
標準財政規模		9,124,153	9,149,659	9,157,782	9,244,337	8,880,533
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.78%)	(5.82%)	(6.56%)	(9.18%)	(6.34%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	17,530	152	12,640	10,734	16,494
	農業集落排水事業特別会計	3,114	3,045	3,288	3,003	2,361
	浄化槽整備事業特別会計	2,696	3,127	2,091	1,230	728
	簡易水道事業特別会計	2,895	2,542	1,329	1,632	1,269
合計(2)		709,945	533,167	601,289	848,838	563,816
標準財政規模		9,124,153	9,149,659	9,157,782	9,244,337	8,880,533
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.78%)	(5.82%)	(6.56%)	(9.18%)	(6.34%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	770,885	911,055	558,705	595,857	838,397
	住宅新築資金等特別会計	4,069	3,109	7,417	10,000	10,419
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		774,954	914,164	566,122	605,857	848,816
標準財政規模		9,193,383	9,236,136	9,252,449	9,253,392	9,079,114
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.42%)	(9.89%)	(6.11%)	(6.54%)	(9.34%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 134,796	▲ 127,902	▲ 294,618	▲ 422,952	▲ 445,259
	後期高齢者医療特別会計	6,208	5,897	5,832	7,067	7,224

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	193,251	232,688	203,022	208,484	219,083
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	2,567	8,596	67	627	1,093
	公共下水道事業特別会計	8,428	10,939	6,150	4,380	6,602
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		850,612	1,044,382	486,575	403,463	637,559
標準財政規模		9,193,383	9,236,136	9,252,449	9,253,392	9,079,114
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.25%)	(11.30%)	(5.25%)	(4.36%)	(7.02%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	289,003	591,186	187,579	743,710	820,019
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	42,605	67,393	77,964	20,631	1,162
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		331,608	658,579	265,543	764,341	821,181
標準財政規模		13,471,683	13,386,929	13,461,704	13,542,600	13,213,004
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.46%)	(4.91%)	(1.97%)	(5.64%)	(6.21%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 376,991	▲ 503,700	▲ 503,889	▲ 448,805	▲ 542,604
	後期高齢者医療特別会計	20,275	20,969	23,103	9,079	9,035
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	26,360	82,576	135,689	186,017	177,983
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,058,619	1,153,101	1,510,012	1,592,227	1,671,819
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,059,871	1,411,525	1,430,458	2,102,859	2,137,414
標準財政規模		13,471,683	13,386,929	13,461,704	13,542,600	13,213,004
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.86%)	(10.54%)	(10.62%)	(15.52%)	(16.17%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	587,505	366,216	202,568	377,586	586,076
	住宅新築資金等貸付特別会計	867	2,702	0	1,402	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		588,372	368,918	202,568	378,988	586,076
標準財政規模		15,139,029	15,442,376	15,413,488	15,574,544	15,312,594
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.88%)	(2.38%)	(1.31%)	(2.43%)	(3.82%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 565,237	▲ 673,797	▲ 673,159	▲ 590,288	▲ 368,263
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	14	109	45	7,478	11,107
	後期高齢者医療特別会計	21,935	19,537	24,961	23,562	25,297
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	39,457	784	9,165	74,450	93,440
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	5,755	7,671	9,156	10,781	11,996

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	簡易水道特別会計	0	0	0	0	0
	下水道事業特別会計	591	185	0	0	19,044
	農業集落排水事業特別会計	0	623	0	0	18,455
	個別排水事業特別会計	0	0	0	0	6,648
宅地造成事業						
	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		1,469,260	1,258,226	1,147,747	1,479,385	2,173,601
標準財政規模		15,139,029	15,442,376	15,413,488	15,574,544	15,312,594
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.70%)	(8.14%)	(7.44%)	(9.49%)	(14.19%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	686,261	994,672	751,591	745,657	580,012
	用地特別会計	88	88	88	88	88
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		686,349	994,760	751,679	745,745	580,100
標準財政規模		10,826,170	10,838,084	10,771,792	10,895,125	10,695,343
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.33%)	(9.17%)	(6.97%)	(6.84%)	(5.42%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	217,046	165,426	175,257	145,886	150,820
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	34,416	61,152	48,718	48,402	82,608
	後期高齢者医療特別会計	2,070	1,655	2,347	3,241	1,707
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	8,346	6,590	4,339	4,381	4,016
合計(2)		1,654,648	1,972,402	1,720,278	1,720,496	1,573,764
標準財政規模		10,826,170	10,838,084	10,771,792	10,895,125	10,695,343
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.28%)	(18.19%)	(15.97%)	(15.79%)	(14.71%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	691,014	727,847	721,931	758,123	739,795
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	6,502	7,234	8,191	7,011	7,039
	農業集落排水事業特別会計	2,959	2,895	2,795	2,603	2,605
	生活排水処理事業特別会計	5,946	4,843	5,021	5,104	5,074
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業						

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	976,106	1,275,501	1,074,564	1,518,334	1,304,934
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	21,977	10,321	4,238	5,244	4,343
	救急医療事業特別会計	60,897	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,058,980	1,285,822	1,078,802	1,523,578	1,309,277
標準財政規模		21,021,675	21,114,579	20,716,853	20,354,125	20,183,448
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.03%)	(6.08%)	(5.20%)	(7.48%)	(6.48%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	261,014	263,138	▲146,720	23,259	432,528
	介護保険事業特別会計	82,140	144,987	103,514	223,059	232,050
	後期高齢者医療特別会計	27,702	26,373	25,628	28,020	33,666

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,048,759	2,046,715	2,072,075	2,007,773	2,034,068
		下水道事業会計	1,645,910	1,882,264	1,817,587	1,749,418	1,710,866
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	316	12,747	3,522	1,329	1
	宅地造成事業						
合計(2)		5,124,821	5,662,046	4,954,408	5,556,436	5,752,456	
標準財政規模		21,021,675	21,114,579	20,716,853	20,354,125	20,183,448	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(24.37%)	(26.81%)	(23.91%)	(27.29%)	(28.50%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)